

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にY県W市所在のA組合に採用され、ペットボトル選別作業に従事していた。平成〇年〇月〇日からは同市所在のB組合（以下「会社」という。）に転籍し、引き続き同作業に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇、〇月から左手の手のひらの真ん中辺りに、同年〇、〇月からは左手の親指付け根辺りにも痛みを感じるようになったという。

請求人は、同年〇月〇日にCクリニックに受診し「左母指CM関節炎」と診断され、その後、同月〇日にD整形外科、平成〇年〇月〇日にL整形外科、平成〇年〇月〇日にはE病院に受診し、「左母指狭窄性腱鞘炎」、「関節リウマチ（疑）」、「左手指狭窄性腱鞘炎」とそれぞれ診断された。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 爭 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、F医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署（以下「監督署」という。）受付の意見書において、傷病名を「左母指狭窄性腱鞘炎」と述べ、G医師は、平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、傷病名を「左手指狭窄性腱鞘炎」と述べており、H医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において画像診断等の検査より傷病名は、「左手指屈筋腱狭窄性腱鞘炎」と考えられると鑑定している。当審査会において、これら医証等を精査したところ、請求人に発症した疾病は、「左手指屈筋腱狭窄性腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。

また、本件疾病の発症時期は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示のとおり、本件疾病に関する医療機関の初診日である平成〇年〇月〇日とみるのが妥当であると判断する。

(2) 本件疾病を含む上肢作業に係る疾病については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えることから、以下認定基準に基づいて検討する。

(3) まず、請求人が本件疾病発症前に従事していた業務及び当該業務の従事期間についてみると、決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおり、請求人は上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間従事していたことが認められる。

(4) 次に、請求人が過重な業務に就労したか否かについてみると、本件疾病発症前3か月にわたって同種の作業に従事していたIと比較しても請求人のみが特に労働時間が増加しているとは認められず、業務量についても、決定書理由第2の2の(2)のエの(イ)及び(ウ)に説示のとおりであり、当審査会としても請求人が過重な業務に就労していたとは認められないと判断する。

(5) さらに、本件疾病に関する医証をみると、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件疾病の発症原因を、「不詳、使いすぎと思われる。」と述べF医師は、同月〇日監督署受付の意見書において、本件疾病の発症原因を「不詳。」と述べている。一方、G医師は、同年〇月〇日監督署受付の意見書において、本件疾病の発症原因及び業務との因果関係について、「断定はできないが、ある程度因果関係があると思われる。」と述べている。

この点、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「診断が医療機関で一致しない。X線写真上関節の異常はない。積極的に業務上とするだけの作業環境、作業量、労災病名について明らかにできないと業務上とするのは無理。」と述べ、H医師も、同年〇月〇日付け鑑定書において、認定基準に示された認定要件である「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること」について、「請求人が療養を受けた医療機関の主治医も、業務起因性を明確に否定する意見を述べていない。しかし、平成〇年〇月〇日に受診しているL整形外科の診療録に、『5～6年前から両手指の関節痛がある』、また、『既往症に平成〇年左手腱鞘炎』との記載があり、本件は医学的にみても、明らかに業務に起因して発症した疾病とは認め難い。」と述べている。

当審査会において、上記医証を踏まえ、請求人の症状及び本件疾病の発症経過等を検討したところ、K医師及びH医師の意見は妥当であると判断する。

(6) したがって、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は、認定基準に示された業務に起因する疾病とは認められないものと判断する。

(7) なお、請求人は、不支給決定通知書に日付の記載がなく無効である旨の主張をしているが、請求人の当該主張を立証する客観的な証拠資料は認められず、監督署長が提出した療養補償給付不支給決定通知写には日付が記載されていることから、請求人の主張は採用できない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。